

東部山間埋立処分地法面修繕 仕様書

環境政策局埋立事業管理事務所

(担当 管理係 森、岩城 075-572-8465)

1 件名

東部山間埋立処分地法面修繕

2 目的

京都市東部山間埋立処分地の敷地内において、管理道路沿道の法面で崩落の危険がある部分を整形し修繕することにより、通行の安全を確保したうえで、埋立処分地を適切に維持管理することを目的とする。

3 期間

契約日から令和8年6月30日まで

4 作業時間

平日の9時30分から16時00分まで

(ただし、当敷地に入場できる時間は、平日の9時00分から15時30分まで。また、土・日曜日は入場不可)

5 作業場所

京都市伏見区醍醐陀羅谷1-181番地 (総合管理事務所から約7km)

[別紙1] 位置図、[別紙2] 平面図、[別紙3] 作業場所写真

6 作業数量

(1) 法面修繕面積 $S = 30 \text{ m}^2$

岩塊除去量 $V = 24 \text{ m}^3$

(「別紙1」位置図、「別紙2」平面図参照)

(2) 作業に伴う交通誘導員は不要とする。

(3) 使用する重機の搬入、搬出、運搬に係るすべての費用、作業に要するすべての費用ならびに、防護に要するすべての費用は本業務に含む。

(4) 業務に伴い発生した岩塊は、同地理立処分場内において担当者が指定する場所(作業場所から約1km)に運搬し、整地するものとする。

なお、運搬及び整地に係る費用は本業務に含む。

7 現場条件

(1) 当敷地では時間的制限及び車両走行に関する厳しい制限があり、入場者には遵守を求めている。違反があれば作業を中止させるので、十分理解したうえで入札すること。

(2) 入場ゲートがある総合管理事務所から埋立処分場内までは約6km、高

低差300mの勾配の大きい山間道路を走行する。所要時間は片道約20分。

(「別紙1」位置図参照)

- (3) 当敷地内は2輪車の走行は禁止している。
- (4) 時速30km以下での走行を厳守すること。また、追い越しは全区間で禁止している。
- (5) 当敷地内への入退場は自動システムによる管理を行っているため、入場カードの発行を受けること。また、入場する関係車両は、決められた入退場ルートを遵守すること。詳細な入退場ルートは担当者が指示を行う。
- (6) 埋立処分場内は一方通行となっている。逆走、誤進入が生じた場合、非常に危険であるため、担当者の指示に従い十分注意して走行すること。
- (7) 入場する車両にはパトライトを装着し、走行時には点灯させること。
- (8) 当敷地内では、走行時にチェーンを装着することは禁止している。
- (9) 大雨、降雪、濃霧、路面凍結時には埋立事業管理事務所の判断に基づき、当日もしくは事前に全面閉鎖（搬入道路通行止め）を行うことがある。閉鎖中は一切の車両が入場できないため、作業も不可となる。
- (10) 当敷地内における作業は、担当者の指示に従い本市埋立作業に支障を生じないように十分注意すること。
- (11) 作業場所を含む道路上での喫煙は認めない。

8 作業内容

- (1) 作業に必要な器材等を調達のうち、平日の午前9時に総合管理事務所に来所し、入場用カードの交付を受けること。入場用カードを事前に作成するため、作業車両のナンバーは前日までに申請すること。
- (2) 埋立事業管理事務所は土曜日・日曜日は閉場しており、入場できない。また、指定した時間以外での作業は禁止する。
なお、作業日程は担当者と調整のうち決定すること。
- (3) 除去した岩塊は、処分地内の担当者が指定する場所（作業場所から約1km）に運搬し、整地すること。
- (4) 作業内容
 - (ア) 管理通路沿いの軟岩盤法面で崩落の危険がある箇所を概ね1:0.3の勾配で平滑に整形する。
 - (イ) 高さ7mの法面のため、かき落としした岩石等で水路を破損しないように敷鉄板等で防護したうえで、かき落とす作業を行うこと。
 - (ウ) 巨大な岩石等が落下しないよう、スライドアーム型重機、油圧ブレイカー等を使用して、できる限り小片に破碎してかき落とすこと。また、整形作業時には、崩落による損傷事故に十分注意したうえで重機の操作を行うこと。
 - (エ) 重機による作業時には、岩石等の崩落状況を監視する人員を配置

し、危険な予兆を認めた場合には、重機のオペレーターに中止等を指示できる体制を取ったうえで作業すること。

(オ) 岩石等の運搬に際しては、過積載による事故を防止するため、ダンプトラック積込時に積載量の確認を行うこと。

(5) 16時00分には後片付けを含む作業を完了し、埋立事業管理事務所に入場用カードを返却すること。

(6) 作業完了後に、作業写真、完了報告書及び請求書を提出すること。

9 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

10 現地確認

現地確認のための下見は、以下のとおりとするので、必ず下見受付期間中に埋立事業管理事務所へ電話連絡し、時間の予約をすること。

なお、下見を行わずに入札に参加することは差し支えないが、電話等による問い合わせには一切応じない。

(1) 下見期間

日程：令和8年5月13日（水）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

下見のための所要時間は、移動時間を含めて1業者当たり45分以内とする。

(2) 下見受付期間

日程：令和8年5月12日（火）

時間：午前10時～15時（ただし12時～13時を除く）

予約は先着順とし、予約枠が埋まった場合は下見を断るほか、予約のない業者及び指定された時間を厳守しない業者は下見を断ることとする。

(3) 連絡先

京都市 環境政策局 埋立事業管理事務所（担当 森、岩城）

電話番号 075-572-8465

11 その他

(1) 作業に際しては、関係法令を遵守すること。

(2) 安全管理については、受注者の責任において行うこと。

(3) 作業中、事故等により第三者や他の工作物に損害を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。